



統合型及び公開型GIS プロポーザル実施要領

令和6年1月12日
藤沢市

目次

1	用語の定義	1
2	概要	1
2 - 1	経緯	1
2 - 2	現行システム・業務の課題	2
2 - 3	次期システムでめざす姿	2
3	契約に関する事項	3
3 - 1	業務の名称	3
3 - 2	業務期間	3
3 - 3	令和6年度における委託料の上限	3
4	参加者に求める資格要件	4
5	プロポーザルの日程	5
6	実施要領等の配布	5
7	本件に関する事務担当・問い合わせ先	5
8	参加申込書等の提出	6
9	参加資格の審査及び結果通知	6
10	質問及び回答	7
11	企画提案書等の提出	7
12	企画提案書の作成要項	8
13	プレゼンテーション及びヒアリングの実施	8
14	評価・採点及び結果の通知	9
15	契約締結	9
16	提案者の欠格事由	10
17	参加辞退	10
18	その他留意事項	10

1 用語の定義

- ・統合型GIS：複数部署が横断的に地図データを利用できるよう、データを整備・管理できるシステム。現在の当市の統合型GISは次のとおり。
 - ・統合型GIS（情報システム課・ファルコン社製）
 - ・一般業務支援GIS（道路河川総務課・国際航業社製）
- ・公開型GIS：市民や事業者などが利用できるよう、インターネット上での利用が可能なシステム。現在の当市の公開型GISは次のとおり。
 - ・ふじさわキュンマップ（建築指導課・アジア航測社製）
- ・新統合公開型GIS：当市が令和7年3月の運用開始をめざしている、既存の統合型GISと公開型GISを一体的に整備する次期システム。職員が閲覧・編集ができる統合型機能部分と、市民や事業者などが閲覧できる公開型機能部分により構成される。
- ・各業務GIS：地図データを用いて業務を行っている部署において個別に導入しているGIS。各業務に特化した機能があることから、統合型GISとは別に運用されており、今回の調達の範囲外。当市の主な業務GISは次のとおり。
 - ・建築まちづくりGIS（建築指導課・アジア航測社製）
 - ・道路台帳GIS（道路管理課・国際航業社製）
 - ・下水道地図情報システム（下水道管路課・パスコ社製）
 - ・都市計画地理情報システム（都市計画課・ArcGIS）

2 概要

2 - 1 経緯

現在当市が運用している統合型GIS及び公開型GISは、その導入時期が、統合型GISについては平成18年及び平成29年、公開型GISは令和2年と一定期間が経過しており、この間のICTを取り巻くめまぐるしい環境の変化や、庁内各課及び市民などからの地図データに対する新たなニーズに対応するために、統合型GIS及び公開型GISを一体的に整備した新たな統合公開型GIS（以下、「新統合公開型GIS」という。）を令和7年3月から運用することをめざして検討を進めてきました。本再整備にあたっては、地図情報を活用したEBPMとオープンデータ化を推進するために、公募型プロポーザルにより事業者を選定するものです。

2 - 2 現行システム・業務の課題

現行システム・業務は、以下の点で課題が生じており、本再整備ではこれらを解決することを一義的な目的としています。

ア 統合型GISと公開型GISの連携

当市では統合型GISと公開型GISを別ベンダー（統合型GISは株式会社ファルコン及び国際航業株式会社、公開型GISはアジア航測株式会社）から導入しているため、統合型GISが保持するデータを公開型GISに反映させるためには、有償で業務委託するか、または、自動で連携するために設備投資をして独自のネットワークを構築するなどして行う必要が生じており、費用面及び業務効率面のみならず、市民に対して提供できる情報の鮮度について大きな課題を抱えています。

イ データの多元管理の解消

各業務GIS（建築・道路・下水道など）が保持する地図情報の集約場所となるべき統合型GISを2システム、それとは別ベンダーの公開型GISを運用しているために、各業務GIS側で作成・更新したデータを搭載する際、搭載先は最大で3か所になり、それぞれにデータ搭載業務委託が生じるなど、非効率的なデータ管理が生じています。

ウ 動作について

クラウド（LGWAN）上に構築されている既存の統合型GISについては職員操作時の動作スピード等に課題があり、新統合公開型GISには、よりスムーズな動作が求められています。

2 - 3 次期システムでめざす姿

本調達により、庁内業務に関してはEBPMの推進、対外的にはオープンデータの推進をめざしています。

ア EBPMの推進

現状、建築・都市計画・道路・下水道等の建設関連部門については、国際航業社製の一般業務支援GIS（道路河川総務課所管）を用いて地図情報の共有を行うなど、業務において一定程度地図情報の活用を図っていますが、それ以外の部門については地図情報がサイロ化されており、横断的に活用する環境が整えられていない状況です。本再整備により、地図情報の効果的で効率的な運用体制の構築を行い、全庁的なEBPMの推進をめざします。

イ オープンデータの推進

オープンデータ化は官民データ活用推進基本法によって推進が求められているものであり、藤沢市DX推進計画においても、社会的な価値を生み出すために積極的なデータ公開を行うことを掲げておりますが、現在の当市公開型GISでは、汎用的な地図情報形式でのデータ出力が実現できていません。本再整備により地図情報のオープンデータ化の推進をめざします。

3 契約に関する事項

3 - 1 業務の名称

藤沢市統合公開型GIS構築運用業務委託

3 - 2 業務期間

ア システム構築

契約締結日から2025年（令和7年）2月28日まで

イ システム運用保守

2025年（令和7年）3月1日から

2025年（令和7年）3月31日まで

ただし、本契約期間の受託者による実績が良好である場合、契約期間終了後、最長で2030年（令和12年）3月31日までの期間については、年度ごとの更新による随意契約を行うことができる。なお、更新する場合、同一業務内容に係る費用は原則不変とする。

3 - 3 令和6年度における委託料の上限

39,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

なお、本案件は、令和6年度予算が藤沢市議会において議決されることを条件とする。

4 参加者に求める資格要件

本業務に係るプロポーザルに応募する参加者は、次に掲げる要件をすべて満たしていることを条件とする。

- (1) 募集開始日から契約締結日までの全期間に渡って、次の要件をすべて満たしていること。
 - ア 藤沢市の指名停止を受けていないこと。かながわ電子入札共同システム令和5・6年度競争入札参加資格者認定を藤沢市長から受けていない場合は、藤沢市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成16年7月1日制定）別表に掲げる措置対象事項に該当しないこと。
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき神奈川県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用していないこと。
 - エ 法人税、法人事業税、法人県民税、法人市民税、固定資産税、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。
 - オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている事業者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている事業者でないこと等、経営状態が著しく不健全である事業者でないこと。ただし、会社更生法にあっては、更正手続き開始の決定、民事再生法にあっては、再生手続き開始の決定を受けている事業者を除く。
 - カ I S M S（JISQ27001（ISO/IEC27001））認証を取得していること。
- (2) プロポーザル参加申し込み時点において、地方自治体が発注した統合型GIS及び公開型GISの構築実績（構築中のものは除く）を有すること。
- (3) 1事業者を代表とする2事業者による共同提案による参加も可能とするが、その場合は構成事業者すべてが上記（1）の要件を満たさなければならない。また、構成事業者のうち1事業者以上が（2）の要件を満たさなければならない。

なお、市は代表者とのみ委託契約を行うため、その他の参加者については、代表者との委託契約（市との関係においては再委託に該当）により業務を行うこと。その場合においては、本業務全体の進行管理及びとりまとめ等は代表者の責任において行うものとする。

5 プロポーザルの日程

参加申込・質問の受付開始	2024年（令和6年）1月12日
参加申込・質問の受付締切	2024年（令和6年）1月26日
参加資格審査結果の通知期限 質問に対する回答の通知期限	2024年（令和6年）2月2日
提案書の受付開始	2024年（令和6年）2月5日
提案書の受付締切	2024年（令和6年）2月26日
プレゼンテーション審査	2024年（令和6年）3月11日
選考結果通知期限	2024年（令和6年）3月31日

6 実施要領等の配布

本プロポーザルに関する実施要領等の資料は次のとおりである

- (1) 藤沢市統合型及び公開型GISプロポーザル実施要領（本書）
- (2) (別紙1) 藤沢市統合公開型GIS構築運用業務委託仕様書
- (3) (別紙2) 企画提案項目一覧
- (4) (別表) 評価・採点基準表
- (5) (様式1-1) 参加申込書（単独法人用）
- (6) (様式1-2) 参加申込書（共同提案用）
- (7) (様式2) 業務実績報告書
- (8) (様式3) 暴力団又は暴力団員等と関係していない旨の誓約書
- (9) (様式4) 質問書
- (10) (様式5) 見積書
- (11) (様式6) 辞退届

これらは、2024年（令和6年）1月12日から本市ホームページにて公表し、ダウンロードするものとする。

7 本件に関する事務担当・問い合わせ先

藤沢市 企画政策部 デジタル推進室 デジタル推進担当
住所：〒251-8601 神奈川県藤沢市朝日町1番地の1
電話：0466-50-8261
メール：fj-dxs@city.fujisawa.lg.jp

8 参加申込書等の提出

参加希望者は次のとおり、参加申込書等を電子データで提出するものとする。

(1) 提出期間

2024年（令和6年）1月12日から
同年1月26日 午後5時00分まで

(2) 提出方法

デジタル推進室へ電子メールで送付する。なお、この際の電子メールのタイトルは「(藤沢市統合公開型GIS構築運用業務委託) プロポーザル参加申込書の提出について」とし、(3)に示す提出物を添付して送信すること。

なお、不着防止のため、送信後（土曜日及び日曜日に送信した場合は翌開庁日）にデジタル推進室へ電話連絡すること。

(3) 提出物

提出物は次のとおりとする。なお、複数事業者による共同提案により参加する場合、ア～キについては、構成事業者ごとに提出するものとし、ク～ケについては、少なくとも1事業者が提出すること。

ただし、カ及びキについては、かながわ電子入札共同システム令和5・6年度競争入札参加資格者認定を藤沢市長から受けている場合は提出不要とする。

ア (様式1-1) 参加申込書（単独法人用）又は（様式1-2）参加申込書（共同提案用）

イ 法人登記簿謄本（1部）のスキャンデータ※発行日から3ヶ月以内に取得したもの。

ウ 会社概要（任意様式、会社案内のパンフレットも可）

エ 財務諸表（貸借対照表、損益計算書）※直近2年間分

オ ISMS（JISQ27001（ISO/IEC27001））認証を証明する書類の写し

カ（様式3）暴力団又は暴力団員等と関係していない旨の誓約書

キ 法人税、法人事業税、法人県民税、法人市民税、固定資産税、消費税及び地方消費税の納税証明書のスキャンデータ（令和3年度分で参加申込書提出日前3ヶ月以内に取得したもの。）

ク（様式2）業務実績報告書

ケ 上記クに係る契約書等のスキャンデータ（件名、業務内容、契約金額、契約期間、契約者が確認できるもの）

9 参加資格の審査及び結果通知

参加申込書等の提出者すべてに、2024年（令和6年）2月2日までに電子メールにて審査結果を通知する。電子メールを受信した際は、確認のため、デジタル推進室に電話連絡すること。

審査の結果、本プロポーザルへの参加が認められた提出者を参加者と称することとする。

10 質問及び回答

(1) 提出期間

2024年（令和6年）1月12日から
同年1月26日 午後5時00分まで

(2) 提出方法

デジタル推進室に電子メールで送付する。なお、この際の電子メールのタイトルは「(藤沢市統合公開型GIS構築運用業務委託) プロポーザルに関する質問書について」とし、(様式4) 質問書を添付して送信すること。

なお、不着防止のため、送信後（土曜日及び日曜日に送信した場合は翌開庁日）にデジタル推進室へ電話連絡すること。

(3) 質問書の回答

質問書に対する回答は、2024年（令和6年）2月2日を期限として、都度、参加者全員に対し、電子メールにて送信し、藤沢市ホームページ上でも公開する。

なお、公正なプロポーザル実施の観点から、質問書提出者の事業者名等は非公開とする。また、回答に対する再質問は受け付けない。

11 企画提案書等の提出

(1) 提出期間

2024年（令和6年）2月5日から
同年2月26日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前9時00分から正午まで、
午後1時00分から午後5時00分まで

(2) 提出方法

デジタル推進室へ直接持参又は郵送とする。

なお、持参の場合は、事前にデジタル推進室へ電話連絡すること。また、郵送の場合は、書留、簡易書留及び特定記録のいずれかの方法で送付することとし、2024年（令和6年）2月26日必着とする。

(3) 提出物

- ア 企画提案書（様式は次項の作成要項のとおり）
- イ 見積書（様式5）
- ウ 仕様書別紙2「機能要件一覧及び適合状況確認表」

(4) 提出部数

正本1部、副本15部

1 2 企画提案書の作成要項

(1) 様式等の形式

- ア サイズ：A 4 判用紙（縦）
- イ 文字方向：横書き（図表等に含まれる文字を除く）
- ウ 印刷方法：両面、左綴じ、カラー印刷
- エ 文字ポイント：1 2 ポイント以上（図表等に含まれる文字は除く）
- オ ページ番号：表紙及び目次を除きページ番号を下部中央へ付すこと
- カ ページ数：表紙及び目次、裏表紙を除き、4 0 ページ以内とする

(2) 体裁

ア 表紙

(ア) 題名は「藤沢市統合公開型GIS構築運用業務委託 企画提案書」とすること。

(イ) 提出日の年月日を記載すること。

(ウ) 正本は、法人等住所、法人名称、代表者職氏名を記載し、代表者印を押印すること。副本は、法人名称のみを記載すること。

イ 目次

表紙の次ページに目次を付すこと。

ウ 企画提案内容

提案内容は「(別紙2) 企画提案項目一覧」の各企画項目について、参加者が自ら実現できる範囲内において記載すること。

(3) 製本方法

正本及び副本ともに、表紙、目次、企画提案内容の順に1部ごとにまとめてとじること。

(4) 記載方法

ア 記載する言語は日本語とし、金額は日本円とする。

イ 日本語の文章とし、難解な技術用語等の使用は極力避け、必要な場合は脚注を付けること。

1 3 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

(1) 実施日時及び場所

2024年（令和6年）3月11日に藤沢市役所本庁舎にて実施することを予定しているが、詳細については企画提案書等を提出した参加者に通知するものとする。

(2) 実施時間

各参加者の実施時間は、60分程度（プレゼンテーション45分以内、ヒアリング15分程度）を予定とする。なお、準備・撤収時間はこの時間には含まれない。

(3) 出席

1事業者につき5名以内とする。

(4) 資料・機器等

ア 事前に提出を受けた企画提案書を用いてその内容を説明すること。(提出された副本を使用するため、実施日に参加者が新たに用意する必要はない。)

イ プレゼンテーション実施時に資料の追加・変更は認めない。

ウ プレゼンテーションでは、当市のL G W A Nに接続された端末を用意するので、貴社が提案するクラウドシステムのデモ環境にアクセスし、ログインID及びパスワードを入力してからシステムが立ち上がるまでの動作、及び地図上で画面スクロールする動作を実演すること。

エ 「ウ」以外で、プレゼンテーションにおいてパソコンを使用する場合は、参加者が用意すること。なお、プロジェクター(標準RGB端子又は標準HDMI端子でパソコンと接続して使用)、スクリーン及びマイクは本市で用意する。

1 4 評価・採点及び結果の通知

(1) 評価及び審査方法

本市が設置する「藤沢市統合公開型GIS構築運用業務委託」に係る事業者選考委員会(以下「事業者選考委員会」という。)が「(別表)評価・採点基準表」に基づき、提出されたプロポーザル企画提案書の内容及びプレゼンテーション、ヒアリングについて評価し、点数化する。評価項目ごとの点数の合計を評価点とし、各選考委員の評価点の合計点において最も高い者を優先交渉事業者とし、2番目に高い者を第2優先交渉事業者とする。また、3番目以降の者においても同様に順位をつけるものとする。

この場合において、評価点の合計が同じ者が2者ある時には、見積価格が低い者から順位を決定するものとする。

なお、参加者が1者だった場合は各選考委員の評価点の満点の6割未満であるときを除き、当該参加者を優先交渉事業者とする。

(2) 結果の通知

選考結果は、プレゼンテーション審査を実施した参加者に対して、2024年(令和6年)3月31日までに文書で発送し、本市ホームページに公表する。

なお、各選考委員の評価点の合計点は参加者ごとに公開するが、個別の点数は公開しない。

1 5 契約締結

優先交渉事業者との協議が整い次第、仕様を調整のうえ、速やかに「藤沢市統合公開型GIS構築運用業務委託」について契約を締結する。

ただし、優先交渉事業者が、参加資格を満たさなくなった場合若しくは交渉において本業務の履行ができないと判断した場合においては、第2位以下の優先交渉事業者から順に繰り上げて、新たな優先交渉事業者とする。

16 提案者の欠格事由

次のいずれかに該当したものは、失格とする。

- (1) 本プロポーザルの期間中に、「4 参加者に求められる資格要件」で規定する応募資格を失った場合
- (2) 「3-3 委託料の上限額」で規定する上限額を超えて提案を行った場合
- (3) 別紙1「藤沢市統合公開型GIS構築運用業務委託仕様書」2.1.1に規定する必須機能要件を満たさない場合。
- (4) 提出物に虚偽の内容が記載されている場合
- (5) 著しく信義に反する行為を起こした場合
- (6) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (7) プレゼンテーションに不参加の場合

17 参加辞退

本プロポーザルの参加申込書を提出した後、参加を辞退する場合は、デジタル推進室に(様式6) 辞退届を電子メールで提出すること。

なお、この際の電子メールのタイトルは「(藤沢市統合公開型GIS構築運用業務委託)プロポーザルの参加辞退について」とすること。

なお、不着防止のため、送信後(土曜日及び日曜日に送信した場合は翌開庁日)にデジタル推進室へ電話連絡すること。

18 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルにかかる費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 業務の実施にあたっては、再委託(業務の全部又は一部を第三者に委託又は請負わせること)はできない。ただし、4(3)に掲げる共同提案者の場合はこの限りではない。また、一部でかつ、業務の主要な部分を除き、当該箇所の着手までの間にあらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合は、再委託することができる。
- (3) 提出書類は、一切返却しない。
- (4) 提出書類は、本プロポーザルの実施以外の目的には使用しない。
- (5) 提出書類の加除及び変更は認めない。
- (6) 提出書類は、原則として公表しない。ただし、「藤沢市情報公開条例」に基づく請求があった場合には、同条例に基づいて対応するものとする。
- (7) 提出書類は、本プロポーザルの実施にあたり必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (8) 提出書類に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。ただし、本事業において公表等が特に必要と認められる場合は、本市は著作物の全部又は一部を使用できるものとする。

(9) 提出書類の記載内容が特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利対象となっているものを使用した結果生じた責任については、参加者が負うものとする。

以 上